



鉄の歴史

江戸時代の古鉄流通と再生

—古鉄商に見る鉄のリサイクル—

Recycling System of Iron Scrap in Edo Era

寺島慶一

千葉工業大学 金属工学科 助教授

Keiichi Terashima

1 はじめに

江戸時代、「古骨はごさい、古骨はごさい」と呼び歩いて古傘を4～12文で買い求めた物買商売人がいた。いわゆる古傘買(古骨買)である。古傘買は引き取った傘を「骨と油紙」に別々に分け、骨は傘屋に売り傘屋は骨を削り直し紙を貼り直して再利用、貼ってあった油紙はももんじや(獣肉屋)に売っていた^{1,2)}。また、古着は洗い張りや仕立て直し、はては解いたままの布や端布とくり返すことができ^{3,4)}、大きな需要があった。このように使い古した物で、しかもまた十分使用に耐える物を売買する古手商は、紙屑・反古・古本・呉服・古着などから鍋・釜にいたるまでなんでも取り扱っていた^{5~7)}。

本稿は、前近代日本の歴史上で、空前のスケールに達した巨大都市・江戸において、使い古した「古鉄」を売買し、リサイクルにたずさわった古鉄屋、古鉄買⁸⁾の様相と特質を「触書」や町方に対して布達した法令「町触」、「商習慣」などから明らかにするとともに、これらの古鉄商の営業実態を通して、古鉄(鉄スクラップ)のゆくえ、再利用のリサイクルシステムについて考えてみたい。

2 八品商売としての古鉄屋と古鉄買

1723年(享保8)4月、幕府は紛失物や盗品吟味のため、質屋・古着屋・古着買・古鉄屋・古鉄買・古道具屋・小道具屋・唐物屋に仲間を取り結ばせた⁹⁾。この八業種をまとめて八品商と称した^{10,11)}。このうち、比較的早くから江戸市中において町触の対象になったのは、古鉄屋、古着屋、質屋であった。とくに古鉄屋と古鉄買については、寛永8年(1631)9月4日、橋・門・屋根・寺社などの外し金物に関する禁令を初見とし¹²⁾、以後、刀・脇差・鉄砲等、武器製造や偽金鑄造などを危惧してか、取締については早くから特

に厳しいものがあった。

例えば、1650年(慶安3)の「橋や河岸端、辻々での買入禁止」¹³⁾。1652年(慶安5)4月「火事場での古鉄・古釘の買取禁止」¹⁴⁾。1652年(承応元)「古鉄を売る物は古鉄町え行き売るべし、又古鉄買は振売に出づるを禁ず」^{15,16)}。また、「府内路上、橋辺に於て古鉄類の売買を、また各門並橋梁のはずし銅鉄又は銅瓦、銅鏡などの売買をすべからず。武家あるいは寺社にて売払せんとする者あれば、町奉行に告て後買うべし(1679年・延宝7)」¹⁷⁾「道・橋での古鉄・はずし鉄・銅瓦・鉛瓦・銅樋などの売買禁止(1680年2月・天和4)」^{18,19)}「焼跡で拾った古鉄の売買禁止(1707年3月・宝永4)」²⁰⁾などの、町触が見られる。このように、橋や門扉の金物類、銅瓦、鉛瓦、銅樋等の金物類、社堂の金物類等が盗品として混入したまま古鉄屋で売買されるということがたびたびあったためか、古鉄類の売買は一定の場所が定められている。しかしその後この種の町触が何度となく出ていることから、実際にどれだけ守られたかは疑問である。

今回取り上げる古鉄屋・古鉄買という商売が根をおろし、何らかの社会的関心の対象となった時代はいつ頃だろうか。絵画史料として確認出来る最古のものに、鎌倉時代後期の代表的絵巻『春日権現験記絵巻』(1309年成る)に火事場の焼け釘拾いの具体的な描写がある(図1)^{21~23)}。文献史料では、文和4年(1355)、洛中での合戦が終わるとその夜すぐ「古針(鉄)買」が徘徊し^{21,24)}、日常的にも「鍛冶屋ハ飢年ニ釜・鉦・古金ヲヤスヤスト売ヲ買イ留メ、鋤・鍬・鎌・鉦ニナシテ、有徳ナル人ニ売ル」(16世紀前半成稿の『本福寺跡書』)状況が記されている^{21,25)}。さらに寺院のようなどころでは、発注に際し、「鍛冶一人召之、馬屋金物用鉄六丁六百目、代一貫二百文、古金二貫五十七文目出之」(『大乗院寺社雑事記』の明応元年(1492)11月22日条)と、代金とともに古金が用意された様子が記されている^{21,26)}。さらに、16世紀末の天正年間(1573年~92)に京都の四府駕輿丁(天皇

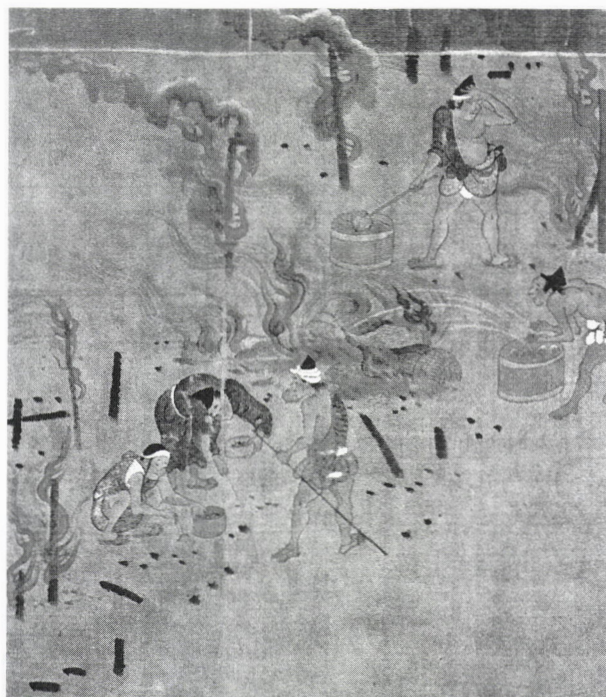


図1 『春日権現験記絵巻』(1309年成る)にみる火事あとの焼釘拾い²³⁾

の行幸にあたって鳳輦(ほうれん)*¹をかつぎ、常には輿宿(こしやどり)*²に奉仕する集団)たちを主体とする古鉄座としての記録が残っており²⁷⁾、再生鉄の利用が古くから大きかったと推定される。大坂では、1645年(正保2)に古金屋の共同組合組織(株仲間)が認められている²⁸⁾。

1723年(享保8)、町年寄によって質屋、古着屋及び古着買、小道具屋及び唐物道具屋、古鉄店売及び古鉄買、古道具屋の五品の各商売筋ごとの名前改帳が進められる中、同年4月12日「紛失物吟味之儀自今は相改組合申付候間左之趣相心得吟味可仕候」として、その後の八品商組合結成の原点となる町触が出された。次にそれを古鉄屋・古鉄買に関するものについてみてみると²⁹⁾、

古金商人共拾人程宛組合、日々売買之品帳面ニ相記、紛失物有之節、右帳面を以、吟味可仕候、店売之外、振売之分は此度札相渡候間、無札之者相見候ハ、仲間より召捕、奉行所江可召連候、古金問屋とも儀も、無札之者より一切買取申間鋪候事、但組合の儀は、質屋・古着屋之通相心得、月行事相定、吟味之儀も是又同前ニ可仕候、とあり、紛失物改方を厳重にするために、10人程を単位とする組合を立て、日々の売買品を帳面に記入することを命じた。営業には鑑札を必携とし、無札の者の振売を禁じている。このように古鉄屋・古鉄買も盗品紛失物吟味改を基

表1 1723年(享保8)における八品商売人数

業 種	組 数 A	人 数 B	B/A	構成比 %
質屋	235 ^M	2,731 ^A	10.7	25.2
古着屋(仲買共)	110	1,182	10.7	11.0
古着仕立屋(仲買共)	17	200	11.7	1.8
古着買(仲買共力)	130	1,407	10.8	13.0
古着中買	20	238	11.9	2.2
同木綿古切り下ヶ店				
同振うり、同せりうり				
同切うり、同三ッ物振うり				
同ほろかい				
古道具屋	209	2,335	11.1	21.5
唐物屋	15	128	8.5	1.2
小道具屋	49	511	10.4	4.7
小道具辻売り・中買	4	62	15.5	0.6
小道具取うり	3	32	10.6	0.3
古鉄屋	75	793	10.5	7.3
古金買	101	1,116	11.0	10.3
古金中買・辻売	8	88	11.0	0.8
古金振うり	2	16	8.0	0.1
合 計	996	10,839		100.0

軸とする方向を町方支配の一環として強化されることになった。そして、先の町触に従って同年5月18日、浅草福祥院での惣名主寄合において、古鉄屋など八品商人の名前帳が提出された。その際、向寄の町々10人程の組合を小組と称し、それらをいくつか合わせ惣町中向寄組分けを17組結成して大組と称した。表1は、この時に実施された八品商売人の人別改の結果である³⁰⁾。小组の数は998であり、先の指示通り1組10人程で結成されているのがわかる。

なお、古鉄屋は75組793人、古鉄買は101組1,116人、古金振売などの行商人は104人の名前帳面を提出している。これは江戸古鉄商の正確な組数と人(軒)数のわかる最初の史料であるが、この時の総八品商人数は10,839人であるから、古鉄商(2,013人)はその約19%を占めている。古鉄買は御膳籠2つを天秤棒で担ぎ³¹⁾、秤をもって市中をながし鉄銅廢材を買い集め、古鉄屋がその種々雑多の廢材を引き取っていたと思われる。

古鉄商はどのような品を取り扱っていたのだろうか。それは、「比商人の儀は、古鉄物類・釘打物類・古銅細工物等見世にて売買仕候」で³²⁾、当時の鉄と銅の用途は「釘地金が第一で、次いで農工具、鍋釜鉄瓶用等が主たるもので」あっ

*1 天皇の行幸の際の正式な乗り物

*2 殿舎内で輿(こし)を収める所

たので³³⁾、使用されつくした鍬・鎌・鋤などの鉄製農具や鋸・鉞・鉋などの大工道具のほかに、当然穴のあいた鍋・釜・または、刃の欠けた包丁など使えなくなった身近な鉄製品、そして江戸の華といわれた火事場の焼け跡に残った釘・金物類であったろう。

3 触書・達書などに見る古鉄商とその商習慣

まず、古鉄商人が幕府からどのように扱われていたかを、1723年(享保8)の八品商の組合結成から1842年(天保13)の組合解散、さらに1853年(嘉永6)の八品商再興にいたる130年間にわたる、時代々々に出された触書・達書・上申書・願書などによってみておきたい。次にその内容を掲げておく。

1723年(享保8)4月

○古鉄商人は10人程度までの組合を立て、日々売買の品を帳面に記入もすべし。無札の者の振売を禁ず(町触)。

1739年(元文4)6月

- 無札の古鉄買多し。
- 無札にして買出をなすべからず。
- 火事場及び道橋にて商売をなすべからず(町触)。

1791年(寛政3)11月

- 古鉄買に目印焼札差札705枚を下付す。
- 古鉄買の無札の者あれば番屋に預け置き町奉行に連絡すべし(町触)。
- 内藤新宿古鉄買へ新規の差札を下付し(20人)、江戸町方にて営業を許可する(麻布渋谷組古鉄買行事請書)。
- 箆差札を下付するにつきこれまでの焼印札は返納すべし。
- 家主は平生活にある古鉄買の移動に注意すべし。
- 差札に上覆袋等を冠するを禁ず(町奉行申渡書)。

1793年(寛政5)2月

- 江戸古鉄買に対する紛失物改はすこぶる厳なり。
- 内藤新宿の古鉄買に対し、これまで代官より紛失物の改めありや(町年寄上申書)。

1793年(寛政5)3月

- 江戸古鉄買、内藤新宿の者に鑑札古きを以て度々とがむ。
- 内藤新宿古鉄買も紛失物は以寄りの品あれば奉行所に持参するよう申渡しする(勘定奉行問合書)。

1793年(寛政5)5月

- 内藤新宿の古鉄買鑑札も目立ちたる印に改めし旨、町方古鉄買に申渡されし(勘定奉行通達書)。

1798年(寛政10)4月

- 古着屋・古鉄屋なども武家関係の品は質屋同様に奥印求めるように取計うべし(町触)。

1799年(寛政11)8月

- 品川宿古鉄買へ鑑札を下付し(64人)、江戸町方にての営業を許可す(室町組古鉄買行事請書)。

1801年(享和元)5月

- 代官所支配(武州中野村、千住宿、角筈村)の古鉄買取締も江戸古鉄買に準じて取締まるべし(勘定奉行掛合書)。
- 代官支配の古鉄買は江戸稼をなす旨は古鉄買紛失物改当番名主に申渡済み(町年寄届書)。

1833年(天保4)12月

- 中野村(14人)千住宿(72人)及び角筈村(10人)古鉄買へ鑑札を下付し、江戸町方にての営業を許可す(日本橋古鉄買行事請書)。
- 八品商仲間組合停止(触書)。

1833年(天保4)3月

- 焼印札は譲渡を認めず。
- 古鉄買の願書は家主名主加印を以て行事同道の上提出すべし。
- 無札の古鉄買を発見せば直に捕らえ番屋に預け置くべし(町奉行申渡書)。

1842年(天保13)3月

- 寛政3年下付の差札を集め、八品商売人の名前帳を消印せしむ(町年寄上申書)。
- 古鉄買焼印札705枚のうち528枚は所持の者死失又は退転し調査不可能(本町4丁目名主上申書)。

1853年(嘉永6)3月

- 古鉄買は両掛の箆に差札を用うべし(町触)。

1853年(嘉永6)7月

- 八品商人組合再興につき古鉄買に焼印札を下付す(町年寄伺書)。

以上は、『諸問屋再興調 第8巻』と『正宝事録 第1～第3巻』さらに東京市及びその後身の東京都刊行の編年式史料集成である『東京市史稿』(産業編及び市街編)から抽出しての引用である。『再興調』は嘉永4年(1851)の江戸幕府の諸問屋組合再興の令達、およびその後の各問屋組合などについての関係書類などを収載し、『正宝事録』は正保5年(慶安元・1648)から宝暦5年(1755)にわたる江戸町触を中心に編纂された法令集である。江戸時代に町方に対して布達した法令である町触れの伝達は、江戸の場合、町奉行から町年寄り・町名主・各町の月行事を通じて行われた。さらにそれぞれの町では町内の地主・家持ち・家守に伝えら

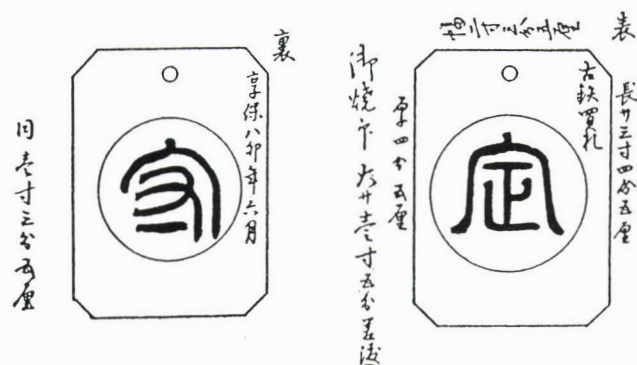


図2 1723年(享保8)の古鉄買焼印札

れ、さらに地借・店借のもとに通達された。

ところで、編年式に記述した上述の町触のその数から見て、江戸の経済活動・生活にこの2つの業種はいずれも重要な関わりがあることを示していることは明らかである。1723年(享保8)6月幕府は図2に示す焼印札を古鉄買に渡している^{34,35)}。そして無札の者を見かけたら仲間で「早速捕押、其所之番屋江預置、月番之番所江可訴出候」と命じている。この焼印札は1791年(寛永3)11月、何番組古鉄買誰と目立つ差札に取り換えて³⁶⁾、「持歩行候両掛之策江目印之差札申付」ている³⁷⁾。なお、八品商売中鑑札を持っているのは古鉄買だけである。また、町触を見ると古鉄買は町方ばかりでなく、在方にも存在しているのがわかる。在方の者で江戸市中において古鉄買渡世を許された人数をあげると³⁸⁾、内藤新宿20人、品川宿64人、武州多摩郡中野村14人、日光道中千住宿72人、武州豊島郡角筈村10人、合計180人であり、町方古鉄買たちにとって無視できない数になっている。

ここで、当時の古鉄屋と古鉄買の商取引上の習慣について検討してみたい。従来、江戸の商習慣については『日本商事慣例類集』(明治16年/17年刊)と、明治22年調査『維新前東京諸問屋商事慣例』が提供されているが、そこには、古鉄屋・古鉄買の記録は見当たらない。しかも、少なくとも筆者の調べた限りでは、古くは宝永の頃から天保初めにいたる町触や令達などを編纂した『類集撰要(全40巻)』(日本橋坂本町名主多田友直の編と思われる)「紛失物吟味之儀、八品商売人」が収録されている第17巻の中の記述が唯一のものといってよく、そこには次のように記されている³⁹⁾。

古鉄屋古鉄買商習慣行調

古鉄買古鉄屋見せ売辻の物共、鉄銅の古道具潰しの所、素人より買取、其品ヲ又仲間内或は大門通鉄物屋等之売渡候節、押切印形致方、并買取候者共其品如何取捌候哉、商

売の名目ニ限り買取売捌候手続、且丁銅の類何と名目の商売ニて取引致候哉、尤仲間定法申合等これ有り哉、御尋ニ付右商売人行事共相糺、左ニ申上候。

古鉄屋

一、御紋付鉄物橋鉄物門鉄物金銀の器類、古物ニても取扱仲間舗旨、仲間定法申合置候。

同断

一、古鉄古銅類素人より買取候儀、振りニ見せ持参候品は勿論、見知り申さず者よりハ買取申さず候。兼て知ル人方より買取申候。其節押切帳面印形取置保用ひ候品、見せ売又は仲間ニて取捌用立申さず品は潰し値段ニて、右同様仲間ニて取捌仕候。尤是迄商内致候得意先より下物ニ古鉄古銅類受取候節は、兼て遣し置候通ひ帳面記置、代銭は差引勘定ニ仕候間、帳面ニは記申さず候。

同断

一、下銅の類山方より出候品ハ一向買取申さず、入用の節地丁銅仲間内より買取候儀もこれ有り候

同断

一、古銅類積登セの儀は、直段引合候節は、大坂表問屋共方之積登せ申候。

御焼印札持古鉄買

一、古鉄銅の潰し古道具等、素人共より買受候節、売主証人押切帳之印形取り、仲間の者え売候節、売主一判いたし売渡シ申候。右は古鉄屋古鉄買商売人行事相糺候処、前書の趣これ申候。御尋ニ付比段申上候。已上。

寛政八辰年二月廿五日

紛失物改当番
名主印

すなわち、当時の古鉄屋は「御紋付鉄物橋鉄物門鉄物、金銀の器類」を取り扱い、買取りは素人、振売などからは禁止され「押切(割印)帳面印形」を必要とした。古銅については、山方からの下銅は買い取ってはならないとしている。また、古鉄買は「古鉄銅のつぶし古道具」を素人から買い受け、売主・証人の「押切帳へ印形」を義務づけている。表2は、江戸時代の古鉄屋と古鉄買にたずさわった人数の変遷を示したものである。1716年(享保3)の人数は『嬉遊笑覧4』にみえる「古鉄買店ひかへ候者の外振売商売のものばかり四百八十五人呼出しあり、これにて人数残らず相済候」の引用⁴⁰⁾、さらに1791年(寛政3)の数は同年11月目印焼印差札を下付した数字である⁴¹⁾。1852年(嘉永5)の『諸問屋再興調第8巻』は、新古現在人数を示すもので⁴¹⁾、これは享保8年(1723)以降、天保12年(1841)に問屋組合の解散が命じられた「御差止」になるまでの人数に、その後の新規加入者を加えた人数の総数と考えられる。その数は『八品商名前帳』^{9,42)}の実数より古鉄屋では329人、古鉄買は345

表2 江戸時代の古鉄屋、古鉄買などの人数の変遷

	古鉄屋	古鉄買	古金 中買 注売	古金振うり	出典
1718年(享保3)	—	—	—	485人	『嬉遊笑覧4』(日本随筆大成別巻10)
1723年(享保8)	793人	1,116人	88人	16人	『正宝事録第2巻』
1791年(寛政3)	—	705人	—	—	『諸問屋再興調第8』
1852年(嘉永5)	964人	1,047人	—	—	『諸問屋再興調第8』
	635人	702人	—	—	『八品商名前帳』
1863/1866年 (文久3～慶応元)	405人	187人	—	—	『三商上報』

人も多い。他の関連七業種との合計は12,617人(軒)となっているので、古鉄商の構成比は約16%(古鉄屋7.6%、古鉄買8.3%)である。『三商上報』⁴³⁾による江戸最後の古鉄商の数は592人である。慶応元年の総八品商人数は6,475人、古鉄商との比は9.1%で全体の絶対数の減少が目立つ。幕府崩壊寸前の江戸の古鉄商が、嘉永以来15年程で700軒以上減っているのは、物情騒然の時世を反映しているのだろう。

4 古鉄のゆくえ

それでは、古鉄商が買い集め、引き取った古鉄はどこに売り捌き、古鉄のよみがえり(リサイクル)の道筋を付けたのだろうか。1797年(寛政6)、古鉄・古銅類を取り扱う職人・問屋仲間について調査した年番名主一同は、「古鉄類取扱諸職仲間書上」を町奉行所に提出している。それは、先の「類集撰要」第8巻に取り上げられている。この時代の古鉄類の取引先を明らかにするため、重要な史料でもあり、長目の引用をしてみる⁴⁴⁾。

古鉄類取扱候者共仲間等これ有哉御調ニ付惣年番より 差出候返答書

一、鉄釘問屋

右は大門通釘店組と両組これ有り、古銅并新銅をも売買致シ候趣ニ相聞候。左候ハ、両組人数名前分書テ可。且定行事年行事等相立置仲ケ間儀定等これ有り候哉。但、先達て調之節大門通三拾八人と書出候処、右人数より多分ニてはこれ無哉。「此儀これ有り内、大門通組問屋共銘々書上合帳ニ致行奥書印形仕差上申候人数当時三十三人これ有り候。釘店組右問屋共同断仕立差上申候。当時人数十九人これ有り候。外ニ本船町組鉄釘問屋同断ニ仕立差上申候。当時人数三人これ有り候。但し、右三組共仲ケ間儀定等これ無き旨これ申候。」

一、銅職人

右は仲ケ間人数并組外の職方これ有り、銅壺風呂釜鋳其

外銅器物類地銅受取、又は自分ニも買受相仕立銅古道具手入繕をもいたし、古銅類取扱候儀これ有リ趣ニ相聞候。先達て調の節銅壺屋と申名前三十八人書出候処これ有り、右の外組外の者これ有リ趣ニ候。左候ハ右名前并行事立置仲ケ間儀定もこれ有リ哉。「比儀銅壺屋人数四十三人組外十式人これ有り、都合五十五人これ有り(以下略)」

一、鋳方職人

右は銅器物金具其外銅細工致候ニ付、新銅古銅をも右受細工致候ニ相聞候。(以下略)

一、彫物師

右は地銅買受彫物の地銅ニ致候趣ニ相聞候。(以下略)

一、鋳物師

右唐鉄鋳物師鉄鋳物師共兩様これ有り。鉄鋳物師の儀も注文の品ニ寄唱物其外唐かね類鋳立候趣ニ相聞候。左候ハ、兩様の人数数名且行事立置仲ケ間儀定等これ有り哉。但、先達て調の節書出候唐かね鋳物師式十人これ有り処、右之外椎名土佐并浅草聖天町藤兵衛と申者唐銅鋳物師致ニ相聞候間調可事。「比儀これ有り内唐かね鋳物師人数廿四人銘々書上合帳ニ致し、仲ケ間行事奥書印形仕差上申候」。但、何レも儀定等これこれ無き旨これ申し候。右椎名土佐伊予儀は麴町壱丁目其身拝領屋敷ニ住居仕、御頭御支配の者故比度の調相除申候。藤兵衛儀は右廿四人の内由これ申し候。但、外々組之者四人これ有り都合唐銅鋳物師廿八人ニ御座候。」

一、鏡師

右は鏡地吹立候節、古地かね并古銅錫白目差かせ吹立候趣ニ相聞候。(以下略)

一、廻船問屋

右は菱垣樽船其外諸国廻船え古銅并古かね類積入津又は出帆候由、右荷物問屋共取捌候趣ニ付、引受の国々船銘問屋住所名前、且行事立置仲ケ間儀定等これ有り事ニ候哉。「比儀廻船問屋其壱番組より十番組までにて人数五十七人銘々書上合帳ニ致、(以下略)」

一、高瀬船之類

右は武蔵下野上野上総常陸海川通船并水戸極印の船々御府内川内通船致し、古銅并古かね類をも積受候儀これ有り趣ニ相聞候。(中略)「比儀奥川積問屋と申、当時人数三十式人仲間組合これ有り、(以下略)」

略

右之通ニ御座候。已上。

「寛政六年」寅十月

惣年番名主共

御番所

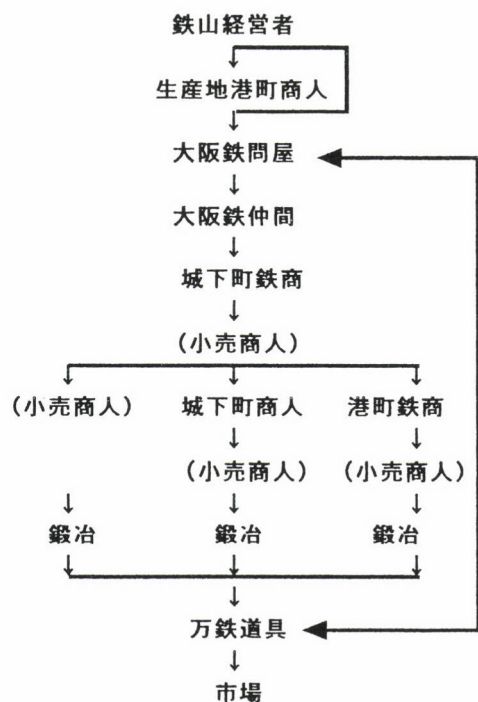


図3 近世中期における鉄の流通

この文書で判明するのは、古鉄類を取り扱う仲間として、1)鉄釘問屋と釘店組、2)銅壺風呂釜や銅器類を扱う銅職人、3)金工中の雑金具、いわゆる金物細工ことに銅細工をする鋳師(かざりし)*³、4)彫刻師、5)青銅を鋳造・研磨して鏡を作る鏡師、6)鋳物師、さらに、7)古鉄や古銅を諸国売りする廻船問屋、8)川船で武蔵・下野・上野・上総・常陸などの関八州に運ぶ、いわゆる奥川問屋を挙げている事実である。ここで、中国地方で生産された鉄の流通についてみる。武井は、近世中期においては大阪市場を中核として図3の経路で行われているとしている^{45,46)}。しかし、化政・天保期に入ると大坂売りは減少し、生産地港町の鉄商による諸国売りが増大し、直接に生産地と結びつこうとする動きをみせて、基本的には「生産地港町鉄商→諸国廻船」と図式化しうるものであると考えている。

さて、先に記した「古鉄類取扱諸職仲間書上」の古鉄商の売り捌き先をもとに古鉄の流れを考えると図4のようになると思われる。すなわち、仲間議定により古鉄買と古鉄屋が買い集めた古鉄・古銅は、古鉄屋に買い取られ、市中の釘鉄銅問屋や鋳物師に、銅は銅職人、銅・鋳職人などの仲間に売り捌いていたわけである。さらに廻船問屋を通じ他国売り、川船で関八州へ流通していったであろう。

5 江戸の古鉄商営業

これまで、近世期の江戸における古鉄の流通を、主として古鉄買と古鉄屋に対する幕府の制度・政策面—管理・運営・取り引き仕方—に関する事柄について述べてきた。この章では、古鉄取り引きの内容面に関することがらについて検討する。

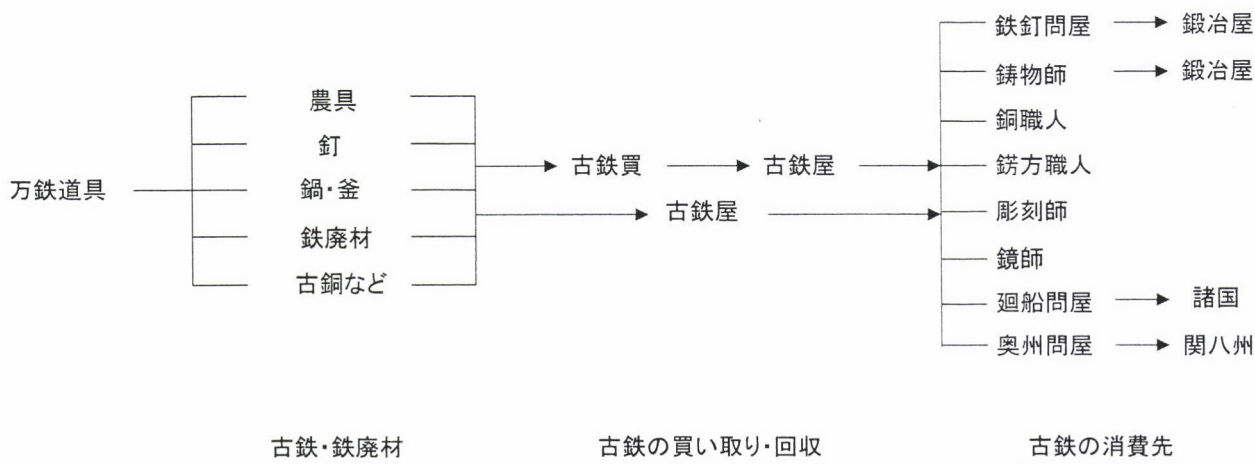


図4 江戸における古鉄の流通フロー

* 3 金属を加工し、装身具や飾り金具(簞笥の飾り等)細かい細工ものを作る職人

ここで史料としてとりあげる国立国会図書館蔵『質・古着・古鉄三商上報』全3冊には、古鉄買と古鉄屋の「仕込高売払高書上」と題する記事が集録されている。この書は、1863年(文久3)より1865年(慶応元)にいたる古鉄商の取引引き高を内容とする記録で、幕末期の営業実態を示すまとものある史料として、ほとんど唯一の存在といってよいし、江戸においては最後で最初である。すなわち、4番組(9人)の一例を抜萃すると次のごとくである。

古鉄買仕込高売払高書上

四番組九人

古鉄買

文久三亥年分

仕込高 金三千七百八拾七兩二分
 錢三百七拾壹文
 売払高 金四千三百五兩三分三朱
 錢三拾七文

元治元子年分

仕込高 金五千四百四拾四兩三朱
 錢百三拾貳文
 売払高 金五千四百九拾四兩三朱
 錢五拾貳文

慶応元丑年分

仕込高 金六千六百九拾五兩壹分貳朱
 錢八拾貳文
 売払高 金六千五百七拾五兩三分三朱
 錢八拾壹文

右三ヶ年平均

壹ヶ年分

仕込高 金五千四拾貳兩壹分二朱
 錢五拾三文
 売払高 金五千四百五拾八兩壹分三朱
 錢三百四拾二文

右之通、三ヶ年平均仕込高売払高相違無御座候、
 御尋ニ付、此段申上候、

以上

古鉄買惣代
 左内町
 儀三郎地借
 佐右衛門
 平松町
 家主
 源蔵

寅四月

まず、文久3年の仕込高が「金高」と「銭高」で記され、次に売払高が同様に付されている。次に元治元年、慶応元年の仕込高、売払高と、その3年間の平均高を書き上げた商況調査である。なお、仕込高・売払高の届出に「金高」と「銀高」を用いたもの、「金」と「銭」を用いたもの、その他に「金」「銀」「銭」の3者で記述したものもある。この当時、古鉄買は17組187人、古鉄屋は20組405人で構成され、古鉄屋の人数は古鉄買のその2.2倍であった。この史料に基づいて、「金高」に当たる数字のみを取り上げ整理してみると、古鉄屋及び古鉄買における仕込高、売払高など番組別の格差は見られるが、古鉄買が取り扱った仕込高、売払高及び粗利益の推移を図5に示した。同様に図6に古鉄屋のその推移を示した。ここで図中の粗利益は売払高と仕込高の差額であり、売上利益に相当すると考えたい。

古鉄屋の仕込高について見ると、2.8万両→3.3万両→3.9万両(3か年平均3.4万両)売払高は3.2万両→3.7万両→4.4万両(3か年平均3.8万両)と推移している。一方、古鉄屋における仕込高の推移は13.3万両→15.6万両→17.5万両(3か年平均15.5万両)、売払高は15.2万両→17.4万両→19.4万両(3か年平均17.3万両)とかなり高額である。古鉄買と古鉄屋の両者を合わせた、いわゆる古鉄商の、3か年間平均の仕込高は18.9万両、売払高は21.2万両そして粗利益は2.3万両である。図7は、古鉄買と古鉄屋を構成している1人当たりの平均仕込高、及び平均粗利益を比較したものである。3か年間平均仕込高を見てみると、古鉄買は181両で、古鉄屋は382両である。また平均粗利益は各々22両と46両であり、古鉄屋の1人当たりの年間仕込高、粗利益は古鉄買の約2倍と高い。なお、古鉄の売却利益率を売払高－仕込高／仕込高×100として算出すると、古鉄買の売却利益率は11.2～12.5%(3か年平均11.8%)、古鉄屋のそれは、

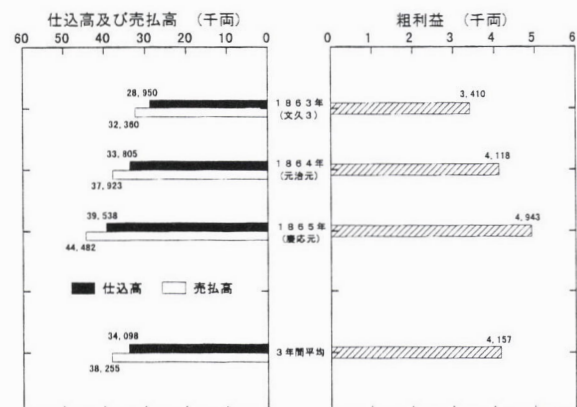


図5 古鉄買の仕込高、売払高及び粗利益の推移

10.9～14.0% (3か年平均12.0%)となる。この生業は零細な商と思われがちであるが、上記のようにある程度の元手資金を必要とする商売であることがわかる。

6 古鉄の回収価格

この時代、古鉄屋・古鉄買はいったいどの位の値段で古鉄を買い入れ、鋳物師や鍛冶屋などにどの位の価格で売り捌いていたのだろう。この点についての史料はごく限られているため実情ははっきりしない。文化・文政期に活躍した大作者・四世鶴屋南北の『紋尽五人男』(1825年)に、次のような台詞がある⁴⁷⁾。

「成程、この鉄槌は性がよい。九三の印がある。こりゃ売人の使う鉄槌だな。六十四文で買いましょう」「おきやがれ、二匁五分で買った鉄槌を、六十四文とは」(1851年の鉄槌の値段は10本に付、10～25匁位)⁴⁸⁾。

これは、「二束三文」の形容詞として使っている数字だろうから、どこまで信頼性があるかわかわないが、一笑に附すべきでもあるまい。具体的な事例として天保11年正月

(1840)に奈良五位堂村鋳物師の連署で真継能登守あての歎願書「為取替約定一札之事」がある。内容は次のようなものであった⁴⁹⁾。

一、鉄壺枚ニ付代銀貳匁七分

一、鋤壺枚ニ付代銀貳匁六分

一、鎌壺枚ニ付代銀貳匁五分

一、古鉄壺貫目ニ付代銀壺匁七分

但シ、塩古鉄秤玉むし釜風呂古鉄壺割引

此方諸仲買中江廻状差出し申候

この一札には「古鉄」が鋤・鎌と同様に取引引きされ、価格も書き込まれている。朝岡は古鉄を1枚(500匁)当りに換算すると7～8分の価格になり、「鉄」は「古鉄」の5倍ほどの値に相当するとしている⁵⁰⁾。なお、天保11年以降の鉄価は高騰しているが、『鉄価録』によれば、前年の鉄価は53匁6分/10貫(大阪から江戸への積み出し価格)であった⁵¹⁾。すなわち1貫目の鉄価は5匁3分であり、上記の「古鉄」(1匁7分/貫)は「新鉄」の32%の価格となる。また、同年1月段階の芸州産秋印鉄は12貫2束に付き83匁2分であったので⁵²⁾、この数字をもとに換算すると古鉄は芸州鉄の約半値になる。

いま一つは、三河碧南の鋳物師国松家文書の中にある。天保14年(1843)卯9月の「鋳物元揚調書」が、次のように記録する⁵³⁾。

一、銑 二百匁目

代銀七百七拾九匁八分式厘

米札壺両ニ付

拾五貫三百八拾八目替

(中略)

一、古鉄 二百匁目

代銀五百四匁四分

米切手壺両ニ付

廿三匁七百九拾目替

銑200貫の価格は779匁8分2厘(38匁4分/10貫)、一方、古鉄は200貫504匁4分(25匁1分/10貫)である。ここで記されている「古鉄」は具体的には古銑ではないかと思われる。この価格から古鉄と銑の価格比率を計算すると、古鉄(古銑)：銑=0.65：1となる。天保14年鉄価は86匁1分/10貫であったので⁵¹⁾、古鉄の値段は鉄の約29%になる。すなわち、鉄10貫の価格で、銑は22.6貫、古鉄(古銑)は34.4貫購入できることになる。

さらに幕末期、御用鋳物師真継家の両役人⁵⁴⁾山田佐内は伊勢・三河・美濃三国の統一価格を決め、次のような通達を書き送った⁵⁵⁾。

一、鍋釜類六百枚ニ付 代参百参拾匁

一、古かね金壺両ニ付 代貳拾貳貫

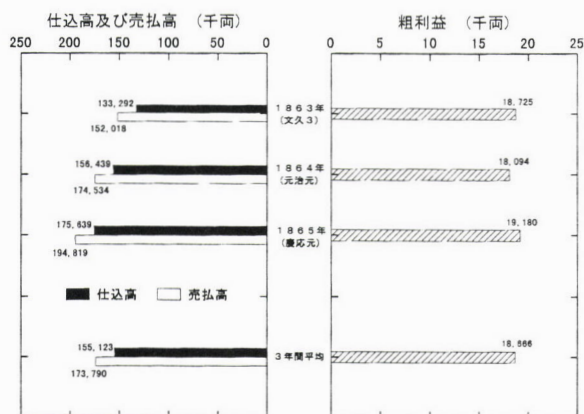


図6 古鉄屋の仕込高、売払高及び粗利益の推移

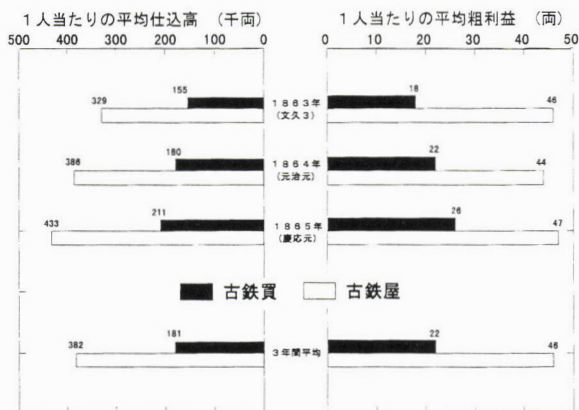


図7 古鉄買と古鉄屋1人当たりの平均仕込高及び平均粗利益の推移

一、大先壺丁ニ付	代銀式匁七分五厘
一、中先壺丁ニ付	代式匁六分五厘
一、小先壺丁ニ付	式匁五分五厘
一、板物百枚ニ付	古金四拾貫かへ
一、農道具百挺ニ付	古金四拾貫かへ

この史料では次の3点を指摘できよう。まず、1)古かねは22貫／1両であった。また、2)鍬・鎌の刃先だけを補修する「先掛け」⁵⁶⁾(古い鍬・鎌の摩耗した先端に新しい鉄を接合して、古鍬などを再生補修する技術)には、幾つかの程度があったとみえて、その大・中・小先の指定価格を明確にしている。3)板物や農道具は「売られた」のではなく、古鉄と「交換された」ということがわかる。この交換商法は鋳物・鍛冶製品販売と古鉄商を兼ねていたことが窺える。もっとも古鉄は、直接に鋳物師などの生産者に還流する場合と、間接的な古鉄流通経路をたどって鋳造材料として取り引きされる場合が想定される。いずれにしても、このような回収・再生の習慣的なシステムがなければ廃鉄器の恒常的な回収は困難である。鉄鍋の場合は、リサイクルの仕組がより積極的・組織的であったと推定される。近世の尾張・三河の例では、新しい鍋釜の販売と地金としての古鍋釜の回収がセットとして行われていた^{57,58)}。すなわち、元方と呼ぶ鋳物師から新品を卸買いするときに、新品に対して一定の換算率で古鉄と銭を足す仕組みである。この結果、販売人は新しい鍋を地金代を引いた値段で購入でき、鋳物師はその材料(鉄鉄)を組織的に回収し再生産できるという、双方とも都合のよいものであった。

ところで『三商上報』における古鉄商の仕込高(又は売払高)から取引数量に換算すると、どの位になるのだろうか。仕込高(又は売払高)における古鉄と古銅などの購入(売)比率は不明であり、また関連する記録を久しく探しているが、この問題に答えられるだけの十分な材料を持ち合わせていないので難しい。なお、文久3年から慶応元年における鉄価の3か年移動平均は237匁／10貫であり、丁銅の相場は743匁／10貫であった⁵⁹⁾。この数値から、銅と鉄の価格比(銅／鉄)を求めると3：1となる。仮に、この価格比がそのまま古鉄商の仕込高(又は売払高)の購入(売)比率に反映しているとすれば、仕込高の3か年移動平均18.9万両のうち古鉄を25%(残り75%を古銅)として、先の「古かね金壺両ニ付式拾貳貫」で計算すると

$189,000(\text{両}) \times 0.25 \times 22(\text{貫}) = 1,039,500 \text{ 貫} \approx 3,888 \text{ t}$
となり、かなりの数量である。なおこの数字の真実性については今後の課題である。

これまで見てきたような性格をもつ古鉄買・古鉄屋の取締立法は、明治維新以降どのように変化したのであろうか。その経緯を取上げたものに、渋谷らの『日本の質屋』

がある。同書を引例しつつ以下粗筋をたどってみる。明治維新以降になると旧幕時代の古鉄商立法は、旧慣を残しながらも厳しい規定を廃止した。例えば、明治6年7月、三条実政太政大臣は東京府知事に対して「其府下古着古金等渡世之者取締規則別冊之通被相達候条施行可致候事、但警察察へ打合可取計事」を示達し⁶⁰⁾、これを受けた東京府では、早速「古着古金等渡世之者取締規則」(明治6年7月13日)を布達した^{61,62)}。

この取締規則の対象となったのは、質屋、古衣類、古銅鉄金銀類、古道具、古本類、紙屑などで、いわゆる八品商といわれる業種であった。この規則の布達の趣旨は、徳川時代のそれと同様に「盗品之品遺失物捜査便利」におかれ、その効果的な運用をはかるため各業種ごとの結社、取締規定の実施を義務づけたのである。この規則は、9年7月になると所轄官庁が東京府から警視庁へ移されるとともに、同年11月には当規則を母法として「八品商取締規則」と名称を変えている⁶³⁾。この新規則の取締対象業種は、以前のそれより広く古銅鉄売買ほか、質屋、染物屋、古着売買、靴・傘売買、潰し金銀売買、大道具屋、紙屑売買、古本売買、雑道具屋などとなっている。しかしこの取締規則の制定の趣旨は、以前と変わらず「贓品及ヒ遺失物ヲ捜査スルノ便」におかれ、先の規則となんら異なるところがない。このように、東京府におけるこの2つの規則は制定の趣旨が贓品と遺失物の捜査におかれているかぎり、徳川時代の古鉄商取締立法の伝統を受け継いでいるといえてよい。

7 まとめ

最近、環境問題が社会的に重要視されるなか、リサイクルへの関心が日に日に高まっている。鉄スクラップはリサイクル社会の優等生ともいわれ、1996年度の鉄鋼推定蓄積量は約11.5億t、その内約2.5%の2854万tが老廃屑として回収利用されている。

本稿では、これまで空白であった江戸時代における鉄スクラップ(古鉄)とリサイクルの問題を取り上げた。江戸の古鉄回収と流通の実態を古鉄商の様相と特質から調べるとともに、幕末における古鉄商の商況把握を試みた。その結果、万古鉄や鉄廃材は組織的な回収・流通ルートに乗せられ、再生鉄として利用されていたと結論づけることができよう。

参考文献

- 1) 三谷一馬：江戸物売図聚，立風書房，(1986)，245。
- 2) 興津 要：江戸商売往来，プレジデント社，(1993)，114。

- 3) 東京都江戸東京博物館編：図表でみる江戸・東京の世界，東京歴史文化財団，(1998)，34.
- 4) 花吹一男：江戸行商百姿，三樹書房，(1992)，202.
- 5) 吉田伸之編：日本の近世第9巻 都市の時代，中央公論社，(1992)，326.
- 6) 渡辺信一郎：江戸の生業事典，東京堂出版，(1997)，302.
- 7) 古川 武：ふえらむ，4 (1991)，391.
- 8) 林 玲子編：日本の近世第5巻 商人の活動，中央公論社，(1992)，163.
- 9) 戸沢行夫：史学，51(1982)，505.
- 10) 幸田成友：日本経済史の研究，大岡山書店，(1929)，236.
- 11) 国史大辞典編集委員会：国史大辞典第11巻，吉川弘文館，(1990)，630.
- 12) 渋谷隆一，鈴木亀二，石山昭次郎：日本の質屋－近世・近代の史的研究－，早稲田大学出版部，(1982)
- 13) 正宝事録，近世史料研究会編輯，丸善，(1964)，14.
- 14) 正宝事録，近世史料研究会編輯，丸善，(1964)，22.
- 15) 東京市史稿，東京都編，産業篇第5，東京都，(1956)，85.
- 16) 正宝事録第1巻，近世史料研究会編輯，丸善，(1964)，23.
- 17) 東京市史稿，東京都編，産業篇第7，東京都，(1960)，319.
- 18) 東京市史稿，東京市役所編，市街篇第10，臨川書店，(復刻1997)，291.
- 19) 正宝事録第1巻，近世史料研究会編輯，丸善，(1964)，237.
- 20) 正宝事録第1巻，近世史料研究会編輯，丸善，(1964)，394.
- 21) 小野正敏：中世の考古学，岩波講座 日本通史別巻3 史料論，岩波書店，(1995)，188.
- 22) 渋谷啓三：神奈川大学日本常民文化研究所編，日本常民生活絵引第4巻，平凡社，(1989)，192.
- 23) 野間清六編：新修日本絵巻物全集第16巻，角川書店，(1979)，カラー図版7.
- 24) 福田豊彦：古代・中世の製鉄史における中国山地の位置，瀬戸内海地域史研究 第3輯，文献出版，(1991)，26.
- 25) 笠原一男，井上鋭夫校注：日本思想大系7，連如一向一揆，岩波書店，(1972)，231.
- 26) 竹内理三編：増補続史料大成第35巻，大乘院寺社雑記10，臨川書店，(1978)，221.
- 27) 豊田 武：座の研究(『豊田 武著作集第1巻』所収)，吉川弘文館，(1982)，341.
- 28) 幸田成友：幸田成友著作集第2巻，中央公論社，(1972)，200.
- 29) 東京大学史料編纂所：大日本近世史料諸問屋再興調第8，東京大学出版会，(1967)，10又は81
- 30) 正宝事録第2巻，近世史料研究会編輯，丸善，(1965)，246.
- 31) 三好一光：江戸生業物価事典，青蛙房，(1987)，204.
- 32) 東京大学史料編纂所：大日本近世史料諸問屋再興調第8，東京大学出版会，(1967)，75.
- 33) 野原健一：近世後期産鉄市場構造の特質，日本製鉄史論，示人社，(1994)，280.
- 34) 東京市史稿 東京市役所編，市街篇第20，東京市役所，(1967)，7.
- 35) 正宝事録第2巻，近世史料研究会編輯，丸善，(1965)，251.
- 36) 東京大学史料編纂所：大日本近世史料諸問屋再興調第8，東京大学出版会，(1967)，7.
- 37) 同上，p.14
- 38) 同上，p.61
- 39) 東京市史稿，東京都編，産業篇第40，東京都，(1966)，574～75.
- 40) 日本随筆大成別巻10・嬉遊笑覧4，日本随筆大成編輯部編，吉川弘文館，(1979)，201.
- 41) 東京大学資料編纂所：大日本近世史料諸問屋再興調第8，東京大学出版会，(1979)，5.
- 42) 幸田成友：幸田成友著作集第1巻，中央公論社，(1972)，168.
- 43) 質古着古鉄三商上報(3冊)：国立国会図書館蔵，請求記号806-18.
- 44) 東京市史稿，東京都編，産業篇第40，東京都，(1966)，64.
- 45) 武井博明：近世後期における鉄の流通について，近世製鉄史論，三一書房，(1972)，237.
- 46) 豊田 武：児玉幸多編：流通史I，体系日本史叢書3，山川出版社，(1969)，228.
- 47) 三好一光：江戸生業物価事典，青蛙房，(1987)，205.
- 48) 東京大学史料編纂所：大日本近世史料諸問屋再興調第12，東京大学出版会，(1973)，51.
- 49) 香芝町史調査委員会：香芝町史 史料編，香芝町役場，(1976)，234～235.
- 50) 朝岡康二：鍛冶の民俗文化，慶友社，(1984)，137.
- 51) 『鉄価録』国立国会図書館蔵，(安政3年，武州多摩郡上平井村柳之助が幕府に提出した鉄座再興願い記載の「天明度以来鉄類直段書」による)

- 52) 近世大阪の物価と利子, 大阪大学近世物価史研究会編, 創文社, (1963), 289.
- 53) 御鑄物師国松十兵衛, 碧南市鑄物工業協同組合編, 碧南市鑄物工業協同組合, (1976), 68～70.
- 54) 笹本正治: 直継家と近世の鑄物師, 思文閣出版, (1996), 151.
- 55) 中川弘康: 近世鑄物師社会の構造, 近藤出版社, (1986), 225.
- 56) 朝岡康二: 日本の鉄器文化, 慶友社, (1993), 106.
- 57) 朝岡康二: 鍋・釜, ものと人間の文化史72, 法政大学出版局, (1993), 270～290.
- 58) 朝岡康二: 鉄製農具と鍛冶の研究, 法政大学出版局, (1986), 214～222.
- 59) 近世大阪の物価と利子, 大阪大学近世物価史研究会編, 創文社, (1962), 258及び292.
- 60) 渋谷隆一, 鈴木亀二, 石山昭二郎: 日本の質屋－近世・近代の史的研究－, 早稲田大学出版部, (1982), 451.
- 61) 東京史稿市街篇第55, 東京都編, 東京都, (1964), 29.
- 62) 渋谷隆一, 鈴木亀二, 石山昭二郎: 日本の質屋－近世・近代の史的研究－, 早稲田大学出版部, (1982), 612.
- 63) 渋谷隆一, 鈴木亀二, 石山昭二郎: 日本の質屋－近世・近代の史的研究－, 早稲田大学出版部, (1982), 613.

(2000年3月2日受付)